

平成22年 6月 15日現在

研究種目： 基盤研究（C）

研究期間： 2007 ～ 2009

課題番号： 19520561

研究課題名（和文）

文書様式よりみた日唐古代官僚制の比較研究

研究課題名（英文）

A comparative study on the bureaucratic hierarchy
in ancient Japan and Tang China viewed from document styles

研究代表者

西澤 奈津子（古瀬 奈津子）（NISHIZAWA NATSUKO（FURUSE NATSUKO））

お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・教授

研究者番号： 20164551

研究成果の概要（和文）：本研究では、官人個人が皇帝・天皇や官司に対して提出する文書様式である表・状・啓のうち、特に上表文を取り上げて、唐の敦煌・吐魯番文書や『文苑英華』等所収のもの、日本の六国史や『菅家文草』等所収のものとを比較することによって、日本と唐の官僚制の中における官人個人の位置づけの違いを明らかにして、古代日本の官僚制と国家・社会のあり方の特質を解明し、国際会議で報告するとともに論文を作成した。

研究成果の概要（英文）：This study dealt with *Jouhyoubun* which was one of the forms of documents used by officials to Emperor such as *Hyou*, *Jyou*, and *Kei*. It compared forms from Chinese documents discovered in Dunhuang and Turfan and *Wenyuanyinghua*, with those found in *Rikkokushi* and *Kankebunsou* in Japan. It examined the bureaucratic hierarchy in ancient Japan as well as the specific qualities of the nation and society, clarifying the differences in court ranks of officials in the bureaucratic hierarchies between ancient Japan and Tang China. The results of the study were presented at an international conference and published.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1800,000	540,000	2340,000
2008年度	1000,000	300,000	1300,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
総計	3500,000	1050,000	4550,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本古代史においては現在まで残されている古代文書が少ないため、従来文書についての研究は盛んではなかった。しかし、早川庄八氏が「古代の古文書学」を提唱されて以来、文書についても関心が持たれるようになってきたが、主に官庁間で交わされる公文書が対象であった。しかし、近年中国では、敦煌書儀の研究が進み、公式令に規定された公文書以外にも、書儀に書式や文例が記載されている表・状・啓にも関心が持たれるようになってきた。

(2) 日本でも、正倉院文書における書儀の受容の研究が行われるようになってきた。私も正倉院文書に残されている書状が官司内における公的書状であることを明らかにした。

また、私は日本古代の書状が私的な場ではなく、公的な場において使用され始めたことを論証した。日本古代の書状には、中国の書儀・書状の影響ばかりではなく、中国では官人個人から皇帝へ奏上される公文書の一つである上表文の文言の影響があることが指摘されている。それは、上述のように、日本の場合、書状が単に私的なやりとりの文書ではなく、公的な性格を有するものであったことを示している。日本ではその後平安時代になると、奉書という主君の意を側近が記す書状様文書が発達し、綸旨・院宣・御教書が下文とともに、貴族社会の主要な文書になっていく。

(3) このように、日本においてはいわゆる公文書だけを対象とするのではなく、上表文を中心に表・状・啓など唐の書儀に書式が記載されている文書も総合的に検討していかないと、文書行政ひいては文書行政によって機能していた古代官僚制の特質を究明することができないことがわかってきた。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、官人個人が皇帝・天皇や官司に対して提出する文書様式を比較することによって、日本と唐の官僚制の中における官人個人の位置づけの違いを明らかにし、古代日本の官僚制と国家・社会のあり方の特質を究明することを目的とする。

(2) まず、唐における上表文を中心に、表・状・啓など官人個人から皇帝や官司に対して

提出される文書について実態を明らかにする。つぎに日本における表・状・啓の受容とその特徴を、時代の変化を考慮に入れつつ考察する。さらに、表・状・啓のあり方を日唐で比較し、官人と皇帝・天皇、官司との関係の違い、官僚制のあり方の違いについて明らかにし、日唐の官僚制が基盤としている社会の特質の違いについて考える。

2. 研究の方法

(1) 2007年度においては、主に唐の表・状・啓について史料・研究文献をできるだけ収集して整理・分析することを中心に研究を行った。唐の表・状・啓については、主に敦煌書儀から史料を収集し、書式の種類、発行年月日、差出人、宛先、書き出し文言、書き止め文言、内容、刊本、所蔵者などについて整理して考察を行った。敦煌文書の書儀は、『法蔵敦煌西域文献』（上海古籍出版社）を購入して、フランスのペリオ文書所収のものについては、写真版を参考に、文字の異同等を確認するようつとめた。

唐の表・状・啓について、『文苑英華』所収のものについて、事例を収集して整理した。以上をもとに、特に上表文について、唐においては、どのような場合に作成されるのか、時代的な変遷はどうであったかについて考察した。その際、唐令の規定において、上表文がどのような場合に作成されることになっているのかを参照して、実態を分析することにした。その結果、唐令の規定が比較的守られていること、時代が下ると皇帝に対する上表文は数的に減少することがわかった。

また、表・状・啓に関する中国の研究文献を収集することにつとめた。研究成果の一部は、東洋文庫の内陸アジア出土古文献研究会において口頭発表する（2007年10月）とともに、論文「唐与日本の上表与奉表」（『唐宋法律史論集』上海辞書出版社）として刊行した。

(2) 2008年度においては、唐の上表文・奉表文について、敦煌書儀から史料を収集して整理・分析した。その際、活字本だけではなく、前年度に購入した敦煌文書の写真版『法蔵敦煌西域文献』を用いて、フランスのペリオ文書所収のものについては、文字の異同等を確認するよう努めた。また、唐の上表文・奉表文の実例として、『文苑英華』所収のものを整理・分析した。

また、フランス国立図書館旧館（フラン

ス・パリ)に赴いた際に(2009年1月)、ペリオ文書のうち、P. 3900(書札牋表儀式一武則天時期の一種書儀)、P. 3442(吉凶書儀京兆・杜友晋撰)、P. 2646(新集吉凶書儀張敖撰)、P. 3691(新集書儀)、P. 4093(甘棠集、劉鄴撰)を閲覧して、紙の大きさ、紙の質、文字の配置、活字本との文字の異同などについて原本調査を行った。

さらに、日本古代の上表文・奉表文について、先学の研究などを参考にして、『続日本紀』以降の六国史や菅原道真の文集である『菅家文章』などから実例を収集して整理・分析した。

そして、唐の上表文・奉表文と日本古代の上表文・奉表文を比較検討して、論文「敦煌書儀と「上表」文」(『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』東洋文庫)を刊行した。

(3) 2009年度においては、唐の表・状・啓の史料と日本の表・状・啓の史料を収集・整理・分析することを継続し、日唐の表・状・啓の比較研究を試みた。唐の表・状・啓は、敦煌書儀と敦煌・吐魯番文書から収集し、『法国国家図書館蔵敦煌西域文獻』(上海古籍出版社)などの写真版などと文字の異同などを校訂するように努めた。唐の表・状・啓については、『文苑英華』所収のものも併せて考察した。

日本の表・状・啓については、『続日本紀』以降の六国史や『菅家文章』などの史料を収集するとともに、『弘仁式』『内裏式』などに掲載されている五位以上上表儀や百官賀表儀などにおける儀式化の過程にも注目した。

4. 研究成果

(1) 唐の表・状・啓については、『六典』巻1尚書都省や巻8門下省侍中などに規定がある。表は、下から上に対して出す場合の書式で、表は官人が皇帝に対して奉ずるものであり、近臣が皇帝に奉ずる場合は状を作成し、啓は官人が皇太子に対して奉ずるものであった。

表・状・啓については『唐六典』に規定があるので、元来は律令格式に規定があったとみなされようが、『令集解』公式令奏事式条の穴記によると、表奏・上表・上啓については書儀の書式に倣うとあり、公式令ではなく書儀に書式があった可能性がある。

(2) 唐令には、どのような場合に表を奉ずるかについて規定があった。上表する場合としては、選挙令14条に致仕する場合、公式令40条に諸辞訴で判決に伏さない場合の最終段階があげられている。

また、表を奉ずる場合として、儀制令4条に皇帝行幸時に兩京の文武職事官五品以上は三日に一度表を奉じて皇帝の起居を問え

とある。儀制令8条には、皇帝の踐祚や元服、皇太后の加号、立皇后・立皇太子、赦や元日には、刺史や京官五品以上の在外者は表を奉じて賀を述べることになっている。儀制令12条では、祥瑞が大瑞であった時には百官は表賀せよとみえる。これらの奉表についての儀礼は、『開元礼』に掲載されており、礼的秩序に基づいていると考えられる。

(3) 敦煌書儀に含まれる貞元・元和期の鄭餘慶撰『大唐新定吉凶書儀』には、儀制令や『開元礼』にみえる元日朝賀において刺史(当該期では節度使)が皇帝に奉ずる賀正表の書式がみえるとともに、節度使配下の属官から節度使に対して上申される賀正冬啓、さらに下僚の官職の者から上官への賀正冬啓がみえる。これは、奉表が臣下にまで広がったものと考えられる。

(4) 皇帝に対する賀正表、節度使に対する賀正啓、上官に対する賀正啓が重層的に成立した時期について考察すると、「武則天時期の一種書儀」(P. 3900)や京兆・杜友晋撰『吉凶書儀』(P. 3442)には皇帝に対する賀表はみえるが、賀啓はみえない。しかし、同じ京兆・杜友晋撰であるが、天宝初年成立とされる『新定書儀鏡』(P. 3637)には賀正冬啓がみえ、同時期成立かと考えられる「唐前期書儀」(S. 1725 裏)にも「賀至歳啓」がある。よって、天宝初年の京兆・杜友晋撰『書儀鏡』編纂頃に、皇帝に対する賀正表と節度使や上官に対する賀正啓が重層的に存在する形態が生じたと考えられる。

(5) 唐代における表の変遷についてみていくと、唐初から武則天時代までは、上表や奉表以外にも、宰相など官人個人が論事・請事などの政治上の上申をする場合にも表が使用されていた。官司から上申する場合には公式令に規定された奏抄などの文書様式が使われた。

しかし、開元年間以降、三省制から中書門下体制へと政治機構が変化すると、官人個人や中書門下が政治上の問題を皇帝に上申する時には、尚書省を経ずに直接皇帝に対して奉ずる文書様式である奏状が使用されるようになる。

ただし、中書門下体制下でも、鄭餘慶撰『大唐新定吉凶書儀』や劉鄴撰『甘棠集』、『文苑英華』をみると様々な賀表や謝表が作成されており、宋代の『司馬氏書儀』『慶元条法事類』にも、「表(式)」「奏状(式)」の順序で記載されている。すなわち、政務のための文書様式が政治機構の変遷にもなって変化していくのに対して、官人個人が皇帝に直接奉ずる表は、王朝の交替を超えて、皇帝と官人の関係を理念的に表す文書様式として残

っていったことを示している。

(6) 日本令においては、上表についての唐・選挙令 14 条は、日本・選叙令 21 官人致仕条に、唐・公式令 40 条は日本・公式令 63 訴訟条に継受されている。しかし、唐・儀制令 4・8・12 条の皇帝に対する奉表の規定は、日本令には継受されなかった。

このことは、唐においては皇帝と官人（特に五品以上の官人）は緊張関係にあるため、機会があるごとにその関係を確認する必要があったが、日本における天皇と官人（特に五位以上の官人）の関係はそのような確認を必要としないような近いものであったことを示していると言うことができる。

(7) 日本における表の受容過程をみていくと、8 世紀においては上表の例はあまり多くないが、立太子や祥瑞出現に際しての賀表については官人個人ではなく、太政官や八省、僧綱といった組織が奉じていることが注目される。

9 世紀になると、特に桓武朝に上表が増加することが指摘されている。奉表については種類が増加し、定例化していく。唐風化と捉えることができるが、日本においては賀の奉表は百官もしくは公卿によって行われており、官人個人が行うものではない。

このことは、日本における天皇と官人の関係が、唐における皇帝と官人の関係とは根本的に異なっており、唐風化が進んでも変化しなかったことを示している。日本では、天皇が必要に応じて官人の意見を徴収したり、官人個人が天皇へ意見を進上する制度は発達しなかった。それだけ、日本古代の官僚制は身分的性格が強く、個々の官人の自立性は低かったと言うことができる。一方、官人を個別に把握できなかつた分、天皇の専制的な権力も弱かった。

(8) 日本では 9 世紀以降、『弘仁式』『内裏式』などの式や儀式書に、上表・奉表について、五位以上上表儀や百官賀表儀の儀式次第が定められ、儀式化していった。貞観年間中期以降になると、状も日本において受容されていく。官人が皇帝に対して直接奉ずる中国の表・状とは全く相違する形ではあるが、表・状は、9 世紀半ば以降、日本的な形で官人社会・貴族社会の中に定着していった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 9 件)

- ① 古瀬奈津子、「日本人と中国人の相互認識」、『日中歴史共同研究第一期報告書』

日中原文編、査読無、2010 年、pp. 201-216

- ② 古瀬奈津子、「日唐宮繕令營造関係条文の検討」、大学院教育改革支援プログラム『日本文化研究の国際的情報伝達スキルの育成 平成 21 年度活動報告書』海外教育派遣事業編、査読無、2010 年、pp. 285-289
- ③ 古瀬奈津子、「書評：佐藤全敏著『平安時代の天皇と官僚制』」、『法制史研究』59 号、査読有、2010 年、pp. 241-246
- ④ 古瀬奈津子、「女房としての紫式部」、大学院教育改革支援プログラム『日本文化研究の国際的情報伝達スキルの育成 平成 20 年度活動報告書』海外教育派遣事業編、査読無、2009 年、pp. 271-275
- ⑤ 古瀬奈津子、「芋粥の話」、大学院教育改革支援プログラム『日本文化研究の国際的情報伝達スキルの育成 平成 20 年度活動報告書』学内教育事業編、査読無、2009 年、pp. 191-194
- ⑥ 古瀬奈津子、「2007 年の歴史学界—回顧と展望—」日本・古代の総論、『史学雑誌』117 編 5 号、査読有、2008 年、pp. 37-39
- ⑦ 古瀬奈津子、「遣唐留学生と日本文化の形成」、『東アジア世界史研究センター年報』1 号、査読無、2008 年、pp. 43-49
- ⑧ 古瀬奈津子、「天聖令の発見と日本古代史研究」、『歴史学研究』833 号、査読有、2007 年、pp. 43-45
- ⑨ 古瀬奈津子、「唐令研究の新史料出現—『天一閣藏鈔本天聖令校證』」、『東方』319 号、査読無、2007 年、pp. 20-22

[学会発表] (計 7 件)

- ① 古瀬奈津子、「日唐宮繕令營造関係条文的検討」、「新史料・新観点・新視角—天聖令国際学術研究会」、2009 年 11 月 7 日、台湾・国立台湾師範大学
- ② 古瀬奈津子、「遣唐使停止の原因と意義」、「東亜文化交流—争鳴与共識」国際学術研究会、2009 年 9 月 20 日、中国・浙江工商大学日本文化研究所
- ③ 古瀬奈津子、「宮繕令からみた宋令と日本令」、韓国・中国史学会主催国際学術大会「通過法律看中国歴史」、2008 年 9 月 26 日、韓国・国立忠北大学校
- ④ 古瀬奈津子、「遣唐留学生と日本文化の形成」、シンポジウム「古代東アジア世界史と留学生」、2007 年 10 月 28 日、専修大学
- ⑤ 古瀬奈津子、「日唐宮繕令の比較研究—營造関係条文を中心に—」、遣隋使・遣唐使 1400 周年記念国際シンポジウム「東アジア文化交流の源流」、2007 年 9 月 15 日、中国・浙江工商大学日本文化研究所
- ⑥ 古瀬奈津子、「日唐宮繕令の比較研究—營造関係条文を中心に—」、唐代史研究会夏

期シンポジウム、2007年8月21日、かんぽの宿淡路島

- ⑦ 古瀬奈津子、「天聖令の発見と日本古代史研究」、歴史学研究会大会古代史部会、2007年6月3日、東京大学駒場キャンパス

〔図書〕(計 4件)

- ① 土肥義和編、古瀬奈津子、『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』、「敦煌書儀と「上表」文—日唐の表の比較をまじえて—」、財団法人東洋文庫、2009年、pp.67-82
- ② 大津透編、古瀬奈津子、『日唐律令比較研究の新段階』、「宮繕令からみた宋令・唐令・日本令」、山川出版社、2008年、pp.166-182
- ③ 戴建国編、古瀬奈津子、『唐宋法律史論集』、「唐与日本の上表与奉表」、上海辞書出版社、2007年、pp.341-349
- ④ 古瀬奈津子、『遣唐使眼里的中国』、武漢大学出版社、2007年、149p

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西澤 奈津子(古瀬 奈津子)(NISHIZAWA NATSUKO (FURUSE NATSUKO))

お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・教授

研究者番号：20164551

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし